身体的拘束の最小化に向けた取組方針のお知らせ

当院では、患者さんの尊厳と権利を尊重し、質の高い療養環境を確保するため、病院全体で身体的拘束の最小化に取り組んでおります。

1. 身体的拘束に対する基本方針

当院では、患者さんの生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行いません。

万が一、身体的拘束を行う場合でも、その態様･時間･患者さんの心身の状況および緊急やむを得ない理由を詳細に記録し、早期解除に努めます。

2. 身体的拘束最小化に向けた具体的な取組

◆専門チームの設置: 専任の医師や看護師等からなる「身体拘束最小化チーム」を設置し、各病棟を定期的に巡回して、解除や代替策の導入を検討しています。

◆組織的な検討体制: 3 か月に 1 回以上、身体的拘束最小化のための委員会を開催し、実施状況の把握と改善策の検討を行っています。

◆職員研修の実施: 入院患者さんに関わる職員を対象に、身体的拘束の代替手段や患者さんの尊厳保持に関する研修を年 2 回実施しています。

◆環境整備と用具の導入: 離床センサーマット、転倒むし、転倒防止マットなどの機器を積極的に導入し、拘束に頼らないケアを推進しています。

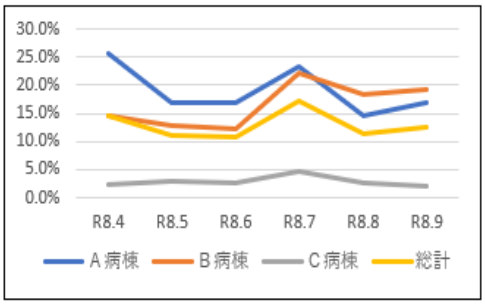
3. 身体的拘束の実施状況

当院における身体的拘束の実施割合･推移は以下の通りです

【実施割合】

病棟	入院料	R8.7～9 月 3 ヶ月平均
A 病棟	急性期一般入院料 4	18.36%
B 病棟	急性期一般入院料 4	20.12%
C 病棟	地域包括ケア病棟入院料 2	3.04%
合計		13.71%

【推移】



当院では C 病棟（地域包括ケア病棟入院料 2 ）で「身体的拘束最小化推進体制加算」の施設基準届出を行っております。

尾鷲総合病院